平成２３年（フ）第１５１１１号
埼玉県桶川市大字加納86―55
債務者　細谷　勇貴
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１２７号
東京都江戸川区西葛西３丁目６―19
債務者　梨本　光威
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１４６号
東京都足立区皿沼１丁目13―６―205
債務者　村松　保明
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１５３号
東京都葛飾区奥戸７丁目５―10―202
債務者　佐々木亜紀子（旧姓小長谷）
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１８１号
東京都目黒区八雲１丁目６－２―101
債務者　松本　　大
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２０３号
神奈川県横浜市都筑区東山田４丁目５－２－404
債務者　中川　義三
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２０４号
東京都世田谷区上用賀３丁目７―22―101
債務者　結城　住子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２０６号
東京都葛飾区堀切８丁目17―11―101
債務者　大山　光俊
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２０９号
埼玉県富士見市渡戸２丁目10―21―103
債務者　大関　哲夫
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２１０号
埼玉県越谷市千間台西６丁目16―９―105
債務者　須賀　啓勝
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２１２号
千葉県千葉市若葉区大宮町3880
債務者　龍崎　和子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２１４号
神奈川県横浜市港北区日吉本町２丁目45―13日管ハイム第９―103
債務者　阿南　貴史
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２１５号
東京都練馬区光が丘１丁目３―414
債務者　西村　耀子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２１７号
東京都杉並区上井草２丁目25―７　上井草グリーンハイツ３―103
債務者　松崎　充雄
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２１８号
千葉県流山市西初石２丁目928―15―101
債務者　黒木　隆成
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２２１号
神奈川県横浜市金沢区富岡西３丁目８－５－102
債務者　松原　竜三
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部